

令和8年度 個別予防接種 医療機関 (南部地区)

※下記医療機関以外でも沖縄県医師会加盟医療機関であれば接種可能ですので、医療機関にお問い合わせください。

※県外や県内離島で予防接種をする場合、事前に糸満市へ「予防接種実施依頼書」の申請をする必要がありま
す。糸満市ホームページをご覧になるか、健康推進課までご連絡ください。接種前の申請を行わなかった場合、全額
自己負担となります。

Table with columns: 医療機関名, 住所, 電話番号, 実施種目 (実施/O 実施なし/X), 備考. Rows list various medical facilities and their vaccination services.

(別紙)予防接種について

## 1. 予防接種について

- ・お母さんが赤ちゃんにプレゼントした「免疫(病気に対する抵抗力)」は、生まれた後、徐々に失われていく。
- ・そのため、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要がある。その助けとなるのが予防接種。
- ・「**予防接種**」とは、**病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするために、ワクチンを接種すること。**
- ・「**ワクチン**」とは、感染症の原因となるウイルスや細菌、または菌がつくり出す毒素の力を弱めた予防接種液のこと。
- ・予防接種の主な目的:①**予防接種を受けた者が感染症になることを予防する・重症化を防ぐ。(個人予防)**  
②**感染症が社会にまん延してしまうのを防ぐ。(集団予防)**

## 2. 定期接種と任意接種、A類疾病とB類疾病

### 2-1. 定期接種 「予防接種法」によって定められている。

- ①**A類疾病: 主に集団予防、重篤な疾患の予防【接種を受ける努力義務あり】**  
※1人あたり、約35万円分の予防接種が原則無料(ロタ・B型肝炎・小児肺炎球菌・五種混合・BCG等)
- ②**B類疾病: 主に個人予防【接種を受ける努力義務なし】** ※系満市より、一部補助あり(高齢者肺炎球菌等)

### 2-2. 任意接種 定期接種以外のもの。

【全額自己負担】市からのお知らせなし。直接医療機関へお問い合わせください。

## 3. 接種前の確認

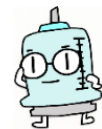
- ①予診票は、お子さんの健康状態に詳しい保護者が事前に記入し、母子手帳と一緒に持参してください。
- ②受ける予防接種についての必要性や副反応について、よく理解しておきましょう。
- ③予防接種は体調の良い時に受けましょう。以下の方は、接種を見合わせる、もしくは事前に医師とご相談ください。

### 3-1. 予防接種を受けることができない者

- ①明らかに発熱している者(通常37.5℃以上)。
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者。
- ③接種しようとする接種液の成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある者。
- ④その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者。

### 3-2. 接種前に医師と相談が必要な者

- ①心臓血管系・腎臓・肝臓・血液の病気、発育障害などの基礎疾患を持っている者。
- ②予防接種を受けた後、2日以内に発熱のみられた者、及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を出したことがある者。
- ③過去にけいれんを起こしたことがある者。
- ④過去に免疫不全と診断された者、および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者。
- ⑤接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者。
- ⑥麻しんにかかり、治癒後4週間を経過していない者。
- ⑦風しん・おたふくかぜ・水痘にかかり、治癒後2~4週間を経過していない者。
- ⑧突発性発疹・手足口病・伝染性紅斑等のウイルス性疾患にかかり治癒後1~2週間を経過していない者。
- ⑨⑥~⑧の潜伏期間と思われる者。



## 4. 接種後に気をつけること

- ①すぐに帰宅せず、少なくとも30分間は安静にしてください。
- ②接種後、生ワクチンは4週間、不活化ワクチンは1週間、副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種部位を清潔に保ちましょう。接種部位はこすらないでください。
- ④接種後まると一日は、過度な運動を控えましょう。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

## 5. 副反応について

予防接種を受けた後に起こるかもしれない体の反応のことです。発熱、接種した部分の発赤・腫れ・しこり、発疹などがあります。通常、数日以内に自然に治ります。ひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの症状があった場合は医師にご相談ください。

## 6. 予防接種による健康被害救済制度について

定期予防接種による副反応のために、医療機関での治療や生活での支援が必要になったときは、法律に定められた救済制度があります。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

★予防接種の対象者は系満市に住民登録がある者に限ります。

お問合せ先 系満市役所 健康推進課 予防係 電話:098-840-8126